

林業労働力の確保の促進に関する基本計画(変更)の概要

(計画期間:令和7年度から令和11年度)

島根県農林水産部林業課

1. 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

原木生産量の増加等に伴い林業就業者数は増加傾向にあり、平均年齢も46歳と全国平均(52歳)に比べても若返りが進んでいる。

林業就業者の確保が困難となる中、県では平成30年から、林業事業者が労働条件や就労環境の改善等を図り、林業の魅力を上向きさせる「島根林業魅力向上プログラム」の取組を進めている。

島根県立農林大学校林業科では、技術力の高い林業技術者を養成しており、令和6年度卒業生21人に対し、林業事業者からの求人は66人(3.1倍)と引き合いが強くなっている。

2. 林業労働力の確保の促進に関する方針

(1) 基本目標

将来ビジョンとして令和12年の原木生産量を80万m³に定め、計画期間である令和11年の原木生産量の目標を78.6万m³とする。

この原木増産と伐採後の適切な再造林を円滑に実現するため、新規林業就業者の確保と林業事業者の魅力向上等を通じて、林業就業者を現状の988人から令和11年度には1,033人に増加させる。

(2) 新規林業就業者の確保

農林大学校(林業科)の機能強化や高校生への林業教育の充実、県内だけでなく県外の若者を対象とした勧誘活動の強化などにより、新規林業就業者数を現状の80人以上を維持する。

(3) 林業就業者の定着強化

林業事業者が自ら行う労働条件・就労環境の改善などを促進する「島根林業魅力向上プログラム」の充実と、林業就業者の意欲喚起や昇級・昇任等のキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」の推進により、新規就業者の5年定着率を現状の66%から70%以上に増加させる。

3. 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項、並びに新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

(1) 新規林業就業者の確保

- ① 高校生への林業学習の取組強化
- ② 農林大学校林業科における就業者の育成・確保
- ③ 林業事業者による取組の強化
- ④ 林業労働力確保支援センターによる対策

(2) 林業就業者の定着強化

- ① 労働条件・就労環境の改善
- ② 林業事業者の経営体質の強化
- ④ 就業者の技術習得等の促進
- ⑤ 林業就業者のキャリアアップ推進と人材育成技術の向上